



平成24年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 不 二 電 機 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 西 正
(コード番号 6 6 5 4 東証第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 門 統 括 兼 総 務 部 長 福 永 孝 一
電 話 0 7 5 - 2 2 1 - 7 9 7 8

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入について

当社は、平成 24 年 3 月 8 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を、平成 24 年 4 月 26 日開催予定の第 54 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社取締役に対する報酬として株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は200個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個あたり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株あたりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を、取締役会決議により割り当てる予定です。

以上